



平成 25 年 5 月 7 日

各 位

会社名 株式会社ココカラファイン
代表者名 代表取締役社長 塚本 厚志
(コード番号 3098 東証第一部)
問合せ先 上席執行役員経営戦略室経営企画部長 尾池 泰之
(TEL 045-548-5937)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬の見直し（再構築）を行い、取締役に対して株式報酬型ストック・オプションを導入することを決議し、平成25年6月26日開催の第5回定時株主総会に付議することを決定いたしましたのでお知らせします。

記

1. 目的

企業価値の持続的な発展、すなわち株価をより意識した経営を推進し、株価を通じたメリットやリスクを株主と共有すること、また、経営計画の達成と業績向上への意欲を高めることを目的に、取締役（社外取締役を除く）を対象とした株式報酬型のストック・オプションを導入することといたしました。

2. 内容

(1) 株式報酬型のストック・オプションの導入

当社の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高め、また、経営計画の達成と業績向上への意欲を高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が1円の新株予約権）制度を導入します。

当社では、この度、株式報酬型ストック・オプションを導入し、当社取締役（社外取締役を除く）に対して年額30百万円を上限として割り当てます。割り当て方法については、経営計画の達成度、業績向上への貢献度等を加味した設計といたします。

株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等について当該株主総会に諮ることといたします。なお、監査役の報酬体系は月額報酬のみとし、株式報酬型ストック・オプション制度の対象といたしません。

(2) 株式報酬型のストック・オプションの内容

① 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および総数

新株予約権の個数は、1,300個を1年間の上限とします。目的となる株式の種類および数は当社の普通株式13,000株を1年間の上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は（以下「付与株式数」）は10株とします。なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等を行うことにより付与株式数を変更することが発生した場合、当社は必要と認められる調整等を行うことがあります。

② 新株予約権の払込価額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価格を払い込み金額とします。新株予約権の割当を受けた者は、当該払い込み金額の払い込みに代えて、当社に対する報酬債権を相殺するものとします。

③ 新株予約権に行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

④ 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の3年後から10年以内で、当社取締役会が定める期間とします。ただし、行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については相続による場合を除き原則として認めません。

⑥ その他の新株予約権の内容等

上記の詳細並びにその他の新株予約権の内容につきましては、当社取締役会において決定するものとします。

(ご参考)

当社は、平成25年6月26日開催予定の定時株主総会終結の時以降、上記と同内容の新株予約権を、当社の常務執行役員、上席執行役員及び当社の子会社である株式会社ココカラファインヘルスケアの取締役に対し、当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価値を基準として決定される額を払込金額として発行する予定であります。

以 上